

# 京都府立大学特別聴講学生規程

(平成20年京都府立大学規程第48号)

(趣旨)

第1条 この規程は、京都府立大学学則(平成20年京都府立大学規則第1号。以下「学則」という。)第60条第3項の規定により、特別聴講学生に関し必要な事項を定めるものとする。

(履修期間)

第2条 特別聴講学生の科目履修の期間は、1年以内とする。

(出願資格)

第3条 特別聴講を出願することのできる者は、京都府立大学(以下「本学」という。)と単位互換協定を締結している大学(短期大学を含む。以下同じ。)の学生で、所属の大学で特別聴講学生となることを許可された者とする。

(履修科目)

第4条 特別聴講学生が履修することのできる科目は、あらかじめ本学が指定した科目とする。

(出願手続)

第5条 特別聴講を志願する者は、次に掲げる書類を所定の期日までに学長に提出しなければならない。

- (1) 特別聴講願書(所定の様式)
- (2) 履修志願説明書(所定の様式)

(特別聴講の許可)

第6条 特別聴講の許可は、教授会の審議を経て、学長が行う。

(特別聴講の手続)

第7条 特別聴講を許可された者は、別に定めるところにより手続を行わなければならない。

2 所定の期日までに前項の手続を行わない者は、特別聴講学生を辞退したものとみなし、その許可を取り消す。

(身分証明証)

第8条 前条第1項の手続をした者に、特別聴講学生証を交付する。

(単位修得認定及び証明書の交付)

第9条 履修した科目の単位修得認定は、学則第60条第2項により行う。

2 単位を修得した者に、成績証明書及び単位修得証明書を交付する。

(聴講料)

第10条 聴講料については、京都府公立大学法人授業料等に関する規程(平成20年京都府公立大学法人規程第24号)の定めるところによる。

( 諸規程の準用 )

第11条 この規程に定めるもののほか、特別聴講学生に関し必要な事項は、本学学生に関する諸規程を準用する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。